

第6章 計画の推進

「みんなで築く福祉のまち」という基本理念を踏まえ、暮らしの場である地域で誰もが福祉意識を持ち、主体的に福祉活動を展開していくために、市民、事業者、団体、そして行政など、それぞれが担うべきこと、また協働して進めることを明らかにしてきました。ここでは、個別、具体的な暮らしにかかわる課題についての検討を進めてきました。

地域福祉を実現させ継続していくためには、地域の人々とさまざまな活動団体や地域組織が、自発的に活動を行い、それぞれの活動が結びついていくことが極めて重要となってきます。

課題解決に向けた取り組みに関しては第2章から第5章に掲載されていますが、「松戸市地域福祉計画」を進めていくために、推進体制の確立、地域資源の活用、財源の確保を重要な取り組みとして考えています。

1 推進体制の確立

(1) 地域福祉推進のための基本単位

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支えあう仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりの生活圏を踏まえた推進の単位を設定していきます。

基本福祉圏

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

地域福祉推進地区の設定

介護保険制度の改正により、市町村の介護保険事業計画においては、「日常生活圏域」を定める必要があるとされました。国の指針では、介護保険事業計画と地域福祉計画は調和が保たれたものとする必要があります。

地域福祉を推進するには、一般的には人口約2万人ぐらいの中学校区や人口1万人ぐらいの小学校区がひとつの地区として想定されていますが、「松戸市地域福祉計画」では、「松戸市介護保険事業計画」において設定される日常生活圏域との整合を図り、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある地区社会福祉協議会の地区割りをその単位とし、

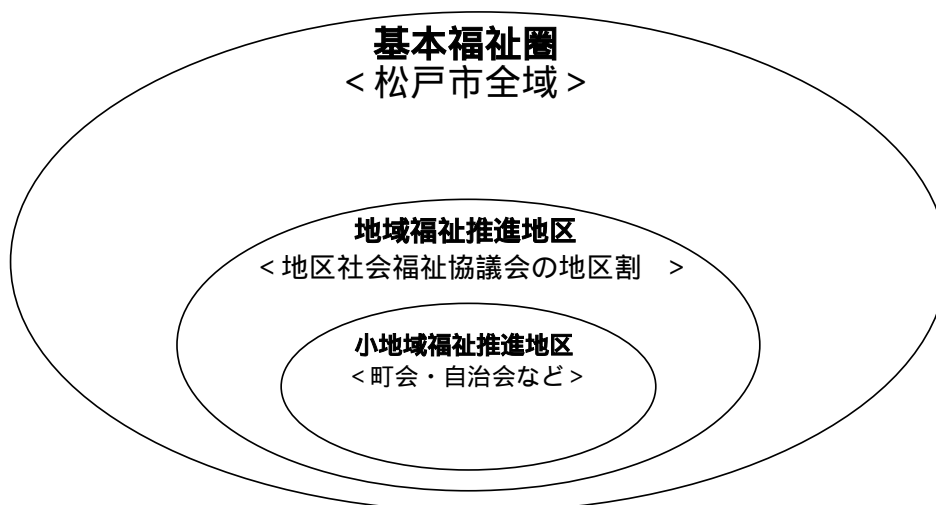
「地域福祉推進地区」として設定します。しかし、この設定では、人口が5万人を超える地区もあります。将来的には、地区社会福祉協議会の地区割りの発展的分割とあわせて、「地域福祉推進地区」の地区割りも見直し、人口2万人に1か所程度の「地域福祉推進地区」を設置していく必要があります。

なお、「松戸市介護保険事業計画」において1つの日常生活圏域と設定する「常盤平地区」と「常盤平団地地区」については「松戸市地域福祉計画」においても同様に1つの「地域福祉推進地区」とします。

小地域福祉推進地区の設定と近隣空間の重視

また、効果的な地域福祉の推進を図るため、より身近な小地域(町会・自治会など)を「小地域福祉推進地区」として実践活動の基本の区域にとらえ、それぞれの地区の中で支えあい活動を展開します。

近隣という、行政などの地域割りとは関係のない市民の本来の共同空間に関しては、人のつながりに着目した近隣による支えあいを推進していきます。



常盤平地区と常盤平団地地区は1つの地域福祉推進地区とします。

地域福祉推進地区 区分図



(2) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域福祉の推進は、市民や各種団体、ボランティア、事業者やNPO、社会福祉協議会、さらには行政など、また子どもから高齢者に至る幅広い人や団体の協働によって実現します。

中でも、市民は単に福祉サービスの受け手だけではなく、地域福祉の担い手として計画づくりから実践まで、中心的な役割を担っています。

他方、福祉のあり方も措置から契約へと変わっていく中で、高齢者福祉施設などの事業者、さらには介護保険事業にみられるように民間の企業も地域にかかわることが多くなっており、地域福祉を推進する上で重要な関わりをもっています。

松戸市では、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するため、平成16年11月から「松戸市パートナーシップ条例策定委員会」を設置し、条例案の策定を進めています。

地域における市民・各種団体の役割

	それぞれの役割・取り組み
個人・家庭	見守り・あいさつ 心のバリアフリー、家庭内でのあいさつ 身近な危険チェック、一声かけ、近隣あいさつ など
町会・自治会	話し合い・互助的活動 町会・自治会による福祉活動の推進 町会・自治会による防災・防犯活動の推進 など
地域における各種団体 (ボランティア団体、 NPOなど)	各団体による様々な地域福祉活動
社会福祉法人・ 福祉関連民間事業者	専門機能を生かした地域での福祉活動の展開 各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開
民生委員・児童委員	各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開 相談・援助活動 など
地区社会福祉協議会	地域福祉活動の実践 地区社会福祉協議会と地域団体の連携 団体間の交流・講習会の開催
松戸市社会福祉協議会	地域福祉活動の推進・調整役 各種団体活動の支援、福祉活動の展開 松戸市地域福祉計画の中に盛り込まれた取り組みの展開
全市的な各種団体 (NPO、商工会議所、 医師会など)	それぞれができる福祉活動の整理と各種団体との連携
行政機関(松戸市以外)	関係機関との連携 各種団体の支援
松戸市	松戸市地域福祉計画の推進・調整役 各種団体の支援と関係各課の連携などによる 取り組みの推進

(3) 地域福祉の推進・調整役

現在、地域では、町会・自治会、ボランティア、さらには民生委員・児童委員などさまざまな人や団体が地域福祉の推進のために活動しています。こうした人々や団体が効率的にそれぞれの活動を遂行するにはどうしても各々の活動を調整することが求められます。

そこで、計画を推進するためには、地域で活動する人々や団体がそれぞれの活動を活発化し、お互いの情報を提供し合い、連携して活動を行うためのネットワークを広げ、地域福祉の推進施策を展開する推進体制を構築します。

松戸市社会福祉協議会

今回の計画の中では計画の推進・調整役として、松戸市社会福祉協議会を重要視しています。

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核的役割を担う団体として位置づけられ、地域福祉を進めることをその目的としています。

このため今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

松戸市

松戸市が主体となって取り組む必要のある施策については、関係各課の連携が必要なことから、庁内に推進体制を構築し、市民や関係団体の取り組みを支援し、連携による取り組みを進めます。

地域では、さまざまな人や団体が地域福祉推進のために活動していますが、計画の推進にあたっては、このような人々や団体の活動を横断的に見守っていくことが必要となります。また、計画の実施状況の点検、評価をしていくことも重要なことです。そこで、この計画の策定に取り組んだ「松戸市地域福祉計画策定委員会」を発展させ、計画の推進組織を設置し、「松戸市地域福祉計画」を実りあるものとしていきます。

2 地域資源の活用

現在、コミュニティ活動に利用できる施設としては、市民センターなどの公共施設や町会・自治会の集会施設などがあります。

こうした施設は、利用日や利用時間、利用対象などさまざまな制約があるなど利用しにくい面があります。いつでも、誰もが利用できるためには、その運営や管理方法を見直しするなどの検討をする必要があります。

また、市民の福祉活動は身近な場所で行われることから、集会施設などもできる限り市民の生活圏において配置、整備される必要があります。しかし、現実的には財政的な面などから、こうした施設をくまなく整備することは困難であると思われます。そこで、比較的空いている施設を探し、有効に利用していくことなどの工夫が望まれます。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧（その1）

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切		
人口	人口	22,261	50,805	24,812	29,281	18,822		
	14歳以下	2,986	7,066	3,377	3,884	2,405		
	割合	13.4%	13.9%	13.6%	13.3%	12.8%		
	15歳～64歳	16,010	36,141	17,882	20,616	12,742		
	割合	71.9%	71.1%	72.1%	70.4%	67.7%		
	65歳以上	3,265	7,598	3,553	4,781	3,675		
	割合（高齢化率）	14.7%	15.0%	14.3%	16.3%	19.5%		
人的資源	市政協力委員	41	50	14	17	23		
	民生委員・児童委員	37	61	29	32	27		
	家庭福祉推進員	4	8	3	9	8		
	健康推進員	9	25	12	15	11		
	食生活改善推進員	2	2	2	1	1		
	クリンクル推進員	4	4	2	2	4		
	防犯指導員	38	93	49	57	44		
	青少年相談員	15	22	8	13	16		
	子ども会	7	25	4	8	4		
	老人クラブ	15	27	10	15	15		
	ボランティア団体(協議会加盟)	3	3	2	3	3		
	NPO法人	3	7	6	1	3		
物的資源	公的施設等	警察署と交番	松戸署 + 1	2	1	1	2	
		消防署		局 + 1		1		
		ゴミ・し尿処理施設						
		町会・自治会館	8	9	6	5	7	
		市役所・支所		市役所			1	
		市民センター		1	1	1		
		公園緑地	15	32	16	13	23	
		郵便局	集配局+1	6	1	1	2	
		JRの駅	1		1			
		私鉄の駅	1	2	1		1	
		医療関係	病院		1	1	2	
			診療所	29	27	14	6	10
	歯科診療所		21	26	14	4	13	
		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切		

使用している数字は、平成16年から17年に調べたもので、地域の資源としての目安です。
 地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

人口：平成17年3月31日現在の住民基本台帳

東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西
34,076	36,989	60,834	58,527	41,418	30,025	37,689	22,111
5,391	5,183	8,237	8,827	5,731	4,051	4,774	2,943
15.8%	14.0%	13.5%	15.1%	13.8%	13.5%	12.7%	13.3%
23,583	26,186	41,618	40,811	29,347	19,807	28,764	15,949
69.2%	70.8%	68.4%	69.7%	70.9%	66.0%	76.3%	72.1%
5,102	5,620	10,979	8,889	6,340	6,167	4,151	3,219
15.0%	15.2%	18.0%	15.2%	15.3%	20.5%	11.0%	14.6%
17	24	46	50	35	36	29	22
31	38	78	63	42	30	32	22
8	16	13	12	6	6	1	4
14	22	34	24	19	18	17	11
	4	7	3	3	2	2	1
4	4	11	4	4	4	2	2
41	58	88	113	77	48	54	41
20	18	21	23	24	16	21	8
8	9	19	14	24	7	11	7
11	17	25	23	19	19	12	12
4	1	2	5	3	3		
	7	19	5	4	3	11	4
1	東署 + 1	3	2	1	1	1	1
2	1		2	2			1
2			3				
10	9	12	13	8	9	24	11
1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	3	2	1	1	1
29	30	35	43	34	22	20	12
3	4	7	集配局+4	2	集配局+1	3	2
1	2	1		1			
3	1	3	2	1		1	
2	1	5	2	2	2	1	1
10	6	41	14	16	21	26	14
10	13	39	20	24	13	25	11
東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西

地域福祉推進地区別の主な資源一覧（その2）

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	
こども関係	保育所	2	6	2	3	2	
	幼稚園	2	5	3	1	2	
	小学校	2	5	2	1	2	
	中学校	1	1	1	1		
	高等学校			1		1	
	大学	1	1		1		
	児童館		1				
	地域子育て支援センター		1				
	乳幼児健康支援サービス						
	高齢者・介護関係	老人福祉センター		1			1
		在宅介護支援センター	1	基幹+1		1	1
		居宅介護支援事業所	7	6	5	4	3
		訪問介護事業所	10	6	7	4	2
訪問入浴事業所			1				
通所介護事業所		2	3	2	1	1	
通所リハビリ事業所							
短期入所事業所			1		1		
特別養護老人ホーム							
介護老人保健施設							
療養型医療施設			1		1		
グループホーム事業所		2	1	1	1	1	
特定施設事業所		1		2			
障害者関係	身体障害者通所授産施設						
	身体障害者小規模通所授産施設						
	身体障害者福祉センター(B型)						
	知的障害者更生施設						
	知的障害者授産施設					1	
	知的障害者福祉ホーム						
	知的障害者通園施設						
	知的障害者生活ホーム		2		1	2	
	心身障害者福祉作業所						
	心身障害者小規模福祉作業所				1		
	肢体不自由児通園施設						
	精神障害者共同作業所	1	1	1		1	
		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	

使用している数字は、平成16年から17年に調べたもので、地域の資源としての目安です。

地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

介護関係の事業者情報は、WAMNET掲載情報(平成17年10月1日現在)のものです。

グループホーム事業所及び特定施設事業所(有料・軽費ホーム)は平成17年9月4日現在、高齢者福祉課に相談の

東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西
2	2	7	4	2	5	4	4
4	3	7	4	3	2	2	2
6	3	6	6	3	3	3	3
4	1	3	3	2	2	2	2
4	1		2			1	1
						1	
		1			1		
		1	1				
		1				1	
1		1	1		1		
1		1	1	1	1	1	1
7	4	20	5	4	5	7	5
4	5	19	7	8	5	7	2
		3					1
7	6	13	7	3	4	1	2
3	1			1	2	2	2
5	1	5	2	1	2		2
3	1	2	2		1		1
1					1		1
		2		1			
2	1	5	2	3	1	2	3
3	2	2	2				1
			1	1			
	2						
			1				
		1	2	1			
1							
			1				
			1	1			
1		3	1				
	2	4	1		1		1
			1				
	1	1					1
東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西

あったものを含みます。

3 財源の確保

本計画の施策を推進していくためには、行政の責任で行う福祉活動、市民団体や民間事業者などが自主的に取り組む福祉活動、そして市民一人ひとりが取り組む福祉活動がそれぞれ連携をとりながら進めていくことが求められています。しかし、こうした福祉活動を安定して推進していくためには財源を確保することも重要になります。

一般に、地域における福祉活動の財源を考えると、

- 1) 公的資金を確保する方法
- 2) 福祉の基金や共同募金などの公共的資金を確保する方法
- 3) 自主財源の確保に取り組む方法

の3つのパターンに分けられます。行政が取り組む福祉活動にはいふまでもなく公的な資金が充当されますが、町会・自治会やボランティア団体、さらにはNPOなどの市民団体が自主的に取り組む福祉活動の財源をいかにして確保するかが課題となります。

公共的資金としての共同募金の活用

赤い羽根などの共同募金は民間社会福祉の財源として充てられ、これまでは民間社会福祉施設への配分がポイントでしたが、最近では介護保険などの新しい福祉サービス提供の仕組みへの変更に伴い、地域福祉推進を目的にした地区社会福祉協議会やボランティア団体などの活動に充てられています。本市においても、その配分金が松戸市社会福祉協議会を通じて、市内の地域福祉活動などの財源となっています。

バザーや寄付による自主財源の確保

ボランティア活動においても、活動そのものはボランティアであっても、呼びかけやPRを行うには、一定の経費がかかります。こうした活動の経費に関しては、前述の公共的な資金である共同募金を充てることも考えられますが、バザーや寄付によって独自の自主財源を確保することも必要だと思われます。

市町村の行政をめぐる財源は非常に厳しい状況におかれていることは周知のことと思われますが、そうした状況の中で、行政、市民、そして地域の三者が知恵を出しあって、地域福祉を進めていくための財源確保を図っていくことが大切です。

